



つながる、支える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

知的障がいの
子どものことを
考えると、私たち両親が
亡くなった後が心配

離れて暮らしている
認知症の親が
悪徳商法などに
だまされないか心配

遺産分割協議を
したいのですが、
相続人のひとりが
認知症のようで心配

夫婦二人きりの
生活で、互いの介護が
必要になったときの
預金管理などが心配

簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

令和7年 **10月4日** **土** **<無料・予約不要>**
10時～16時

場所：鹿児島中央ビルディング8階会議室（鹿児島市山之口町1-10）

定期面談相談会
毎月第2金曜日

9:30～11:30・13:30～15:30
場所：ハーバーフロントビル4階
（鹿児島市住吉町13-1）

無料・要電話予約

問い合わせ先：リーガルサポート鹿児島支部 ☎099-248-8860

主催：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部/鹿児島県司法書士会

※悪天候などによりやむを得ず中止する場合には、鹿児島県司法書士会のHPに掲載いたします。